



デマンド交通システム 「すずらん号」からのお願い

デマンド交通システム「すずらん号」の運行開始から1年半が経ちました。病院や商店などへの交通手段として多くの方々にご利用いただき、ありがとうございます。さて、「すずらん号」をご利用のお客様に、利用上の注意点がありません。

ご利用の際は、次の項目に注意してご利用いただきますようお願いいたします。

*車内事故防止のため、車が完全に停車するまで席を立たないでください。

今後とも移動に便利な「すずらん号」を、ぜひご利用ください。

*目的地に直行する通常のタクシーと異なりますので、時間に余裕がある場合にご利用ください。

【お問い合わせ】

富士見町商工会 62-2373

*予約の受付締め切りは発車時刻の30分前までです。

予約電話番号

61-1133

*木戸先の狭いお宅は、木戸先まで出てお待ちください。

*要介護者の利用はヘルパーが同乗する場合は受付するものとし、原則として一人で車両に乗車、下車できる方のみとします。

*ペット類については、かごに入れてご乗車ください。

*危険物（灯油、混合油等）を持ち込んでの乗車はできません。



住民異動届出の際に 本人確認が始まります

10月1日から、住民異動届（転出届、転入届、転居届、世帯変更届など）の際に、窓口で届出人の本人確認を実施します。

この手続きは、総務省からの通知を受けて、全国的に始まるもので、なりすましなどの虚偽の届出を未然に防ぐと共に、万一、虚偽の届出があった場合は、すみやかに対応できるようにするため実施されます。

できないときは、異動届を受理したことを通知する文書を異動者本人に送付します。もし心当たりのない受理通知の文書を受け取ったときは、住民福祉課住民係にご連絡ください。

窓口で本人確認の手続きが増えることになり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしく願います。

【お問い合わせ】

住民福祉課住民係

62-9112

(有)9112

本人確認の方法

住民異動届を持参した人に、身分証明書（運転免許証、住民基本台帳カード、旅券など官公庁の発行した顔写真付きのもの）を、来庁時に窓口で提示していただきます。

身分証明書を持っていない場合や持参しなかった場合、又は代理人による届出の場合など、窓口で本人確認が

